

令和2年9月

各 位

一般社団法人 日本住宅協会
会 長 常 陰 均

国際居住年記念事業
令和2年度国際居住年記念賞等の受賞者の公募について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、1987年に国連が制定した国際居住年を記念して、広く民間企業や一般の方々からの出捐を仰ぎ設立された「国際居住年記念基金」により、1988年より各種の国際交流事業を実施して参りました。

国際居住年記念賞は、主として開発途上国における居住環境問題の改善に貢献されている団体に対し、その功績を顕彰し、今後の活動を奨励する目的で設けられております。基金設立から30年余を経た今日、居住環境に係る課題も多様化する中、開発途上国に出向き、居住環境問題の解決に向けて地域住民と連携しながら、草の根レベルでの国際協力活動に尽力する国内のNGO等の活動事例が数多く見られるようになってきました。

こうした活動によって得られた経験や知見は、当該活動国内にとどまらず、他の開発途上国や日本国内の居住環境を巡る諸課題の解決へ導く原動力に繋がるものと思われま

す。
国際居住年記念事業では、居住環境の改善に向けた草の根的国際協力活動の更なる発展に資するため、当該活動に尽力されている団体を対象として、別添の要領により国際居住年記念賞等の受賞候補者を公募することといたしましたので、ご案内申し上げます。
敬具

(別添)

1. 国際居住年記念事業 令和2年度国際居住年記念賞等授与について
 2. 国際居住年記念事業「国際居住年記念賞」自薦書
- 当協会ホームページ(<http://www.jh-a.or.jp>)に書式を掲載しております。

国際居住年記念事業 令和2年度国際居住年記念賞等授与について

1. 目的

開発途上国において地域住民と協働し、居住環境の改善に向けた国際協力活動を展開している NGO 等の団体へ、次の要領により、「国際居住年記念賞」(以下「記念賞」という。)または「国際居住年奨励賞」(以下「奨励賞」という。)を授与し、開発途上国における居住問題の改善に関する民間レベルでの国際協力、国際交流の推進に資することを目的としています。

2. 記念賞等の授与の概要

イ. 受賞者の対象

多年に亘り、主として開発途上国(下記ロ.に示す国や地域)において、指導的立場で草の根レベルでの居住環境改善に向けた国際協力活動を展開している、日本国内の NGO 等の団体とします。但し、政府関係機関、国際機関、営利団体及び個人並びに大規模な団体(直近3ヶ年の総事業費(管理費を含む。)の平均額が1億円を超える団体)は対象となりません。

ロ. 活動対象国・地域

DAC(OECDの開発援助委員会)が定める ODA 対象国・地域とします。

→

<http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf>

ハ. 国際協力活動の対象分野について

①簡易な住まいに関する活動

(活動例)

- ・シェルターに代表される一時収容施設(簡易な構造の住まい等も含みます)等の供給
または改修、補修等

②居住環境の改善に関する活動

(活動例)

- ・井戸の掘削等飲料関連施設等の整備
- ・汚水処理施設等衛生施設等の整備
- ・地域医療への従事

③地域住民の生活自立支援に関する活動

(活動例)

- ・女性の自立に向けた職業訓練(工芸品等生産作業の習熟訓練等)
- ・小規模融資(マイクロクレジット等)
- ・農業指導等を含む農村開発

④女性やこどもの保護等を含む生命や生活環境の保全に関する活動

(活動例)

- ・ストリートチルドレンや働く子どもへの支援(シェルターでの保護、里親・奨学金事業等)
- ・困難な状況下にある女性の保護
- ・医療従事者の育成や衛生、健康の重要性の動機付けに向けた教育プログラム

上記①～④のいずれかを中心とした活動

但し、以下の活動は対象となりません。

- ・特定の個人や団体の商業活動及び雇用創出に限定されるもの
- ・災害や紛争対策等による一時的シェルターの提供活動(政治的な活動によるもの)
- ・文化、芸術、スポーツイベント等居住分野との関連性が低い活動
- ・教育の場や図書館の設置、医療施設の提供のみに特化した活動

ニ. 賞の概要について

「記念賞」・・・上記ハに該当する、国際協力活動を10年以上継続している団体
「奨励賞」・・・上記ハに該当する、国際協力活動を5年以上10年未満、継続している団体

ホ. 受賞者選考に向けた活動内容等の基準について

- (1) 居住環境の改善に向けた活動内容
 - ①活動分野の単独性あるいは複合性について
 - ②事業の持続可能性の観点から単なるインフラ整備等だけでなく、ソフト事業等と連携され、地域で循環する仕組みであるか否かについて
 - ③地域住民の集団的エンパワーメントを促す仕組みであるか
- (2) 団体のこれまでの取り組み
- (3) 活動国・地域

ヘ. 受賞団体の数

「記念賞」は原則1団体とし、「記念賞」の他に国際居住年記念事業運営委員会が今後の活動に期待できるものと認めた場合には、上記ニの「奨励賞」を授与することがあります。

ト. 賞金について

「記念賞」 300万円
「奨励賞」 100万円

チ. 応募の方法

(1) 自薦書等の提出

次の書類を一般社団法人日本住宅協会へCD-Rに納めて提出して下さい。

①指定の自薦書(別紙国際居住年記念賞 自薦書)

自薦書の書式は以下の頁↓よりダウンロードできます。

<http://www.jh-a.or.jp/contents/iysh/index.html>

②過去3年分の団体の貸借対照表及び収支計算書(正味財産増減計算書、活動計算書含む)

③定款

(2) 応募期間

令和2年10月1日(木)～11月30日(月)

最終日は午後5時必着となります。(郵送・持参いずれでも可。)

リ. その他

応募に要する費用は応募者の負担となります。

3. 受賞者の選考について

受賞者の選考に当たっては、一般社団法人日本住宅協会内に設置された「国際居住年記念事業運営委員会」(委員長:岡部明子氏 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)において選考します。

4. 受賞者の決定及び広報について

応募者全員に選考結果をお知らせします。また、受賞者は一般社団法人日本住宅協会発行の機関誌「住宅」及びウェブ上で活動概要等を掲載します。

5. 提出先及びお問い合わせ先

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-11 金子ビル6階

一般社団法人日本住宅協会

TEL03-3291-0881 fax 03-3291-0885

以上